

## 今後の検討に向けて

### 1 残されている検討課題

「我が国における温暖化対策税制に係る制度面の検討について（これまでの審議の取りまとめ）」中の「おわりに」より

- ・ 意見が並記されたままとなっている項目に関して、その方向付けを行い、また、項目相互間の優先順位をつけていくための議論の深化
- ・ 具体的なオプションの設定（例えば、税率の水準の設定、具体的な既存関連税制との整理方法、かかるオプションについての関係者からの意見聴取等）
- ・ 排出量取引等、これから具体的な制度構築が進む他の温暖化対策としての施策との組み合わせのあり方の検討
- ・ 税収や経済面での導入インパクトに関する計量分析を含めたオプションの数量的な評価

### 2 今後の検討の進め方

当面、概ね月1回のペースで会合を開催し、引き続き、温暖化対策税制の制度面の検討を継続する。

#### **第7回会合**（4月4日（火））

（内容）

- ・ 地球温暖化国内対策の検討状況等について  
（法案・大綱等の温暖化国内制度の検討状況、政府税調等における税制改革の検討状況、OECD対日審査勧告などの報告）
- ・ 今後の検討に向けて  
（我が国のエネルギーフロー、国境税調整など今後の検討の素材提供）

## 「これまでの審議の取りまとめ」におけるオプション設定の考え方

昨年12月の「これまでの審議の取りまとめ」においては、化石燃料と電力に分けてオプション及びその設定の際のアプローチが整理され、さらに、今後の課題を挙げられている。

### (1) 化石燃料

次のアプローチにより4つのオプションを提示。

課税対象：

原則として、すべての化石燃料に課税。既存税に対するスタンスにより      のアプローチに分類。

すべての化石燃料に対して包括的な新税を導入するアプローチ  
既存税の活用を中心とするアプローチ

(参考) 上記アプローチに係る海外の事例

化石燃料等に対して包括的な新税を導入する。その上で必要となる範囲の既存税の調整を行うことも考えられる。

例：スウェーデンの炭素税導入

既存税制を活用して課税する場合、以下が考えられる。

- ・ 既存税の税率を調整して課税する。

例：ドイツのエコロジカル税制改革、英国の炭化水素油税 既存税の増税

- ・ 既存税の対象に新しい税を上乗せして課税する。

例：オランダのエネルギー規制税の導入 小規模エネルギー消費者に対し、既存税の対象の一部に上乗せして課税

- ・ 既存税の対象外に課税する。

例：英国の気候変動税導入 既存税の対象外のエネルギーに課税

(英国の気候変動税は、課税対象から既存の炭化水素油税の対象である石油を除外しているものの、それ以外の化石燃料は網羅しており、一部例外はあるが包括性の高い新税の導入と捉えて、      として整理することもできる。)

課税段階：

上流課税のアプローチ

下流課税のアプローチ

#### オプション

- ・ 上流ですべての化石燃料（石炭を含む）を対象とする包括的な新税を導入する。
- ・ 上流で課税されている既存税としては石油税があるため、石油に関する全体の税負担をいかなる水準とするか等、調整の要否について検討が必要となる。

#### オプション

- ・ 上流で既存の石油税の税率を適切な水準とするとともに、既存税の対象外（石炭）への新たな課税も検討する。

#### オプション

- ・ 下流ですべての化石燃料（石炭・灯油等を含む）を対象とする包括的な新税を導入する。
- ・ 下流で課税されている既存税としては、ガソリン税、軽油引取税等があるため、個々の燃料についての全体の税負担の水準をどうするか等調整の要否について検討が必要となる。

#### オプション

- ・ 下流で既存のガソリン税、軽油引取税等の税率を適切な水準とするとともに、既存税の対象外（石炭・灯油等）への新たな課税も検討する。

## (2) 電力

以下の3つのオプションを提示。

発電用燃料には課税、電力消費は非課税  
発電用燃料は非課税、電力消費には課税  
発電用燃料、電力消費の双方に課税

## (3) 今後の課題としていた事項

上のオプションは、課税対象、課税段階のみに着目して設定したものであるが、今後以下の項目にも留意し、具体的なオプションを設定していくこととしている。

課税標準・税率設定の方法に関しては、新たな課税について、その課税標準を炭素含有量とし、対象燃料の炭素含有量に応じて税率を設定するか否か。

税率の水準をどのように設定するか。

税収中立とするかどうか。

## 2 今後の制度オプション設定作業の考え方

以上を踏まえ、引き続きより具体的な制度オプションの設定作業を進めていくにあたり、「これまでの審議のとりまとめにおける制度に関する議論に沿って、あらためて制度に係る論点毎の選択肢を整理した。

すなわち、「これまでの審議のとりまとめ」では、制度に係る論点のうち、課税対象及び課税段階に係る選択肢のみに着目してオプションを設定したが、今後はより具体的な制度オプションを設定するため、課税標準や税率水準といった制度に関するその他の論点に係る選択肢についても整理を行ったものである。

この整理を踏まえ、今後、具体的な制度オプション設定作業を進めていく。

### (1) 制度に係る論点毎の選択肢の整理

#### 課税対象について

12月のとりまとめでは、原則としてすべての化石燃料に課税することとし、既存税に対するスタンスにより、すべての化石燃料に対して包括的な新税を導入するアプローチ、既存税の活用を中心とするアプローチに分類していた。

については、さまざまなものが考えられるため、さらに、既存税を活用し、その税率を調整するもの（既存税の課税対象外への課税と組み合わせることもあり得る）と、英国のような既存税の課税対象外のみに対して課税するものに分類し、大きく以下の3つのタイプとする。

- ・ 純粋炭素税型（ ）
- ・ 既存税活用型（ ）
- ・ 既存税課税対象外着目型（ ）

#### 課税段階について

前回同様、基本的には上流・下流に分類するが、個別燃料毎の流通経路等を勘案し、より厳密に検討していく。

#### その他の制度に係る論点について

さらに、12月のとりまとめにおいて、制度に係る論点とされた課税標準、税率の水準、税収の使途等についてもそれぞれ選択肢を整理する。